

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項第1号イ中「及びゆとりの森中規模多目的スポーツ広場」を「、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場及びゆとりの森仲良しプラザ」に改め、同号エ中「ゆとりの森東側駐車場」を「ゆとりの森駐車場」に改め、同項第2号カ中「ゆとりの森テニスコート」の次に「、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場(専用利用に限る。)」を加え、同号ク中「ゆとりの森東側駐車場」を「ゆとりの森駐車場」に改める。

第42条第1項ただし書中「ゆとりの森東側駐車場」を「ゆとりの森駐車場」に改める。

別表第1大和ゆとりの森、ゆとりの森テニスコートの項の次に次のように加え、同表大和ゆとりの森の項中「ゆとりの森東側駐車場」を「ゆとりの森駐車場」に改める。

ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場

別表第3ゆとりの森テニスコートの項の次に次のように加える。

ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場	1面		1時間につき	4,000円
	照明設備	1面	1時間につき	3,500円

別表第3ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場の項に次のように加え、同表中「ゆとりの森東側駐車場」を「ゆとりの森駐車場」に改める。

照明設備	1面	1時間につき	500円
------	----	--------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の大和市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第3の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。